

お知らせ

制度・業務

くらし 同居・近居促進事業補助金制度

市内に住む親世帯との同居・近居を目的とした、住宅の購入・改修に対し補助金を交付しています。要件等、制度の詳細は、問い合わせまたはホームページをご覧ください。

補助額 上限20万円

☎ 都市計画課 ☎ 892-0121



くらし 中古住宅流通促進・リフォーム等補助金

1年以上市外に居住している人が、市内の中古住宅を購入・リフォーム等をし、転入する人を応援する制度です。要件等、制度の詳細は、問い合わせまたはホームページをご覧ください。

補助額 上限20万円

※同居・近居促進事業補助金と併用はできません。

☎ 都市計画課 ☎ 892-0121



福祉 障がい者等用駐車区画利用証制度

障がい者や高齢者等移動に配慮を要する人等が、公共施設や商業施設等にある車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証を府が交付しています。区画を必要とする人が駐車できるよう、駐車区画の適正利用にご協力をお願いします。詳細は、ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyouseido/index.html>

利用証申請に必要な書類

- ▷障がい者等用駐車区画利用証交付申請書
- ▷申請に必要な書類(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証等、介護保険被保険者証、母子健康手帳、医師の診断書・意見書等)
- ▷利用証を郵送するための切手(140円)
- ▷利用証(更新申請時)

申請窓口・☎ 府福祉部障がい福祉企画課
☎ 06-6944-2362

申請 住民票の写し等本人通知制度

この制度は、不正請求抑止のため、事前登録により、登録者の住民票や戸籍謄本等を代理人を含む第三者に交付したときに、交付の事実を本人に通知する制度です。外国人住民も利用できます。

事前登録ができる人

- ▷本市の住民基本台帳・戸籍に記載されている
- 必要書類
- ▷本人申込み マイナンバーカード(通知カードを除く)、パスポート、運転免許証等の本人確認書類
- ▷法定代理人申込み 戸籍謄本等その他法定代理人である資格を証明する書類と本人確認書類
- ▷代理人申込み 委任状と代理人の本人確認書類

申請窓口 市民課

※郵送申し込み可。申請書は市民課ホームページ。

通知内容・方法 住民票写し等の種類、交付日・枚数を記載した通知書を本人宛てに郵送

☎ 市民課 ☎ 892-0121

新型コロナウイルス対策のため、催し等の開催を中止・延期する可能性があります。また、催し等に参加する場合も、事前検温、マスク着用、身体的距離確保等の配慮をお願いします。

仕事 高等学校卒業程度認定試験受験支援事業

この試験に合格すると、高校卒業と同等の資格が得られ、就職活動の幅が広がります。補助には、就労支援相談を受けることなどが条件となりますので、事前にお問い合わせください。

※試験の詳細は文部科学省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shiken/

就労支援相談

日時 平日10:00～12:00、12:45～16:00

※祝日を除く。

場所 ゆうゆうセンター1階

人権と暮らしの相談課内

☎ 人権と暮らしの相談課 ☎ 817-0997

福祉 特別障がい者手当・障がい児福祉手当

所得状況届の提出

8月上旬に現在手当を受けている人(経過的福祉手当を含む)に、案内を送ります。所得状況届の提出が遅れたり提出しなかった場合は、手当の受給が遅れたりもらえなくなることがあります。必ず期間中に提出してください。

提出期間 8/12(木)～9/13(月)

※いずれも所得制限があります。また、施設入所等の要件により対象外となる場合があります。

特別障がい者手当

対象 20歳以上で、重度障がいの重複など著しく重度で継続する身体・知的・精神障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な人

支給額 月2万7,350円(年4回支給)

障がい児福祉手当

対象 20歳未満で、身体または精神に著しく重度で継続する障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な人

支給額 月1万4,880円(年4回支給)

☎ 障がい福祉課 ☎ 893-6400



子育て 児童扶養手当・特別児童扶養手当

現況届・所得状況届の受付開始

児童扶養手当は8/2(月)から、特別児童扶養手当は8/11(水)から受付を始めます。受給資格者(支給停止者も含む)には、7月末頃に通知を送りますので、期間内に必ず届け出をお願いします。

児童扶養手当

父母の離婚・死亡・障がい等により、父または母と生計を同じくしていない児童(18歳になってから最初の3/31までの児童または一定の障がいがある場合は20歳未満の児童)を養育する母、監護し、かつ生計を同じくする父、父母に代わって児童を養育する(児童と同居し、監護し、生計を維持する)人に支給されます。

受給資格がなくなったときは、すぐに届け出をしてください。未届けのまま手当を受けていると受給資格がなくなった日から、手当が全額返還となります。

特別児童扶養手当

20歳未満で政令に指定される障がいの状態にある児童を監護する父母(主として生計を維持する1人)か、父母に代わって児童を養育する(児童と同居し、監護し、生計を維持する)人が受給できます。※障がいの程度・住所・氏名等に変更があった場合は届け出をしてください。

特別児童扶養手当の定例払いは8/11(水)です。

受給についての制限

両手当とも、公的年金給付との調整や所得、要件などの制限があります。

☎ 子育て支援課 ☎ 893-6406

申請 マイナンバーカード土・日曜日受付・交付

交付通知書や有効期限通知書を持ち、平日来庁できない人は、手続きにお越しくください。また、申請時来庁方式による受け付けも行っていますので、必要な持ち物を確認の上、ご利用ください。

日時 8/7(土)・15(日)・21(土)・29(日)9:00～12:00

※予約優先制。

予約サイト <https://tmnc.task-asp.net/cu/272302/mnr/>

予約電話 ☎ 0570-048978

(平日9:00～17:30)

場所 市役所本館1階 市民課

※必ず本人がお越しくください。

※予約は申請・交付のみです。電子証明書の更新手続き等は予約不要です。

※詳細は、ホームページまたはお問い合わせください。

☎ 市民課 ☎ 892-0121

